

関与のしるしとしての鳥蟲書

青銅器銘文の記名における様式と「読みにくさ」

高城 光

デザイン学科

Bird-worm seal script as Mark of Involvement : Style and “illegibility” in bronze inscriptions

TAKASHIRO Hikari

Department of Design

(Received October 31, 2022 ; Accepted December 6, 2022)

キーワード: 書体デザイン, 書道史, 金文, 鳥蟲書, 判読性

Abstract

This paper is a study of how the style and “illegibility” of the Bird-worm seal script’s function in the inscription of bronze vessels. The author has focused on the fact that many of the inscriptions written in Bird-worm seal script include the names of the vessels’ owner. The inscriptions on bronze vessels are a sign of the involvement of the owner. The author has shown the possibility that the stylization of the Bird-worm seal script was a means of duplicating the evidentiary force of the inscriptions, and has considered that the inscriptions were made “illegible” to avoid the name of the vessels’ owner being deciphered as symbols.

1. 要旨

本稿は青銅器銘文による記名において、鳥蟲書(ちょうちゅうしょ)の様式と「読みにくさ」がいかに機能しているかの考察である。筆者は、鳥蟲書によって書かれた銘文に作器者¹⁾の名前を示す記名が多いことに着目した。青銅器銘文の記名は、記名者の関与のしるしである。筆者は、鳥蟲書の様式化が記名による証拠力を複製する手段であった可能性を示した上で、作器者の名前が記号として読み解かれることを避けるために「読みにくさ」を備えたと考えた。

2. 用語の定義

本稿では大西²⁾や書体デザインの一般的な語の用法に従い、各用語を次のように定義する。

- 字種: 意味・音などから区別される文字の種類。
- 字体: 字種の判別の根拠となる、字画の種類・数・配置のパターン。「亜一亜」のように同字種に複数の字体がある場合もある。
- 字形: 字体が文字として視覚的に表れる際の形。字

画の肥瘦・丸み・プロポーション・デザインなどの違いによって変わる。

- 書体: 文字を書き表すときの字形の様式。楷書体・明朝体などの系統それぞれに多くの派生書体がある。本稿ではその派生書体も別々の書体として扱う。

3. 鳥蟲書の概要

鳥蟲書は春秋・戦国時代の中国大陸で発生した書体で、「列国金文書体」と呼ばれる書体群の一つである。主に青銅礼器の銘文に使われている。鳥や竜などの絵が文字の一部に組み込まれていたり、字画を強く変形して紋様のよう象ったりした、極めて装飾的な書体である(図1)。

青銅礼器の主な用途は祭祀での使用である。先秦時代の中国では祖先信仰が大きな力を持ち、祖先に対する祈祷や供儀が広く行われていた。儀礼用の器は青銅であった。諸侯は氏族内で地位を継承したため、祖先儀礼に用いる礼器も先祖代々受け継がれた。そのため、青銅礼器は氏族の歴史を象徴する大変重要な宝物であった。

西周時代には、青銅礼器は周王から諸侯へ下賜されるものであり、諸侯が所有できる礼器の数は地位の高さに

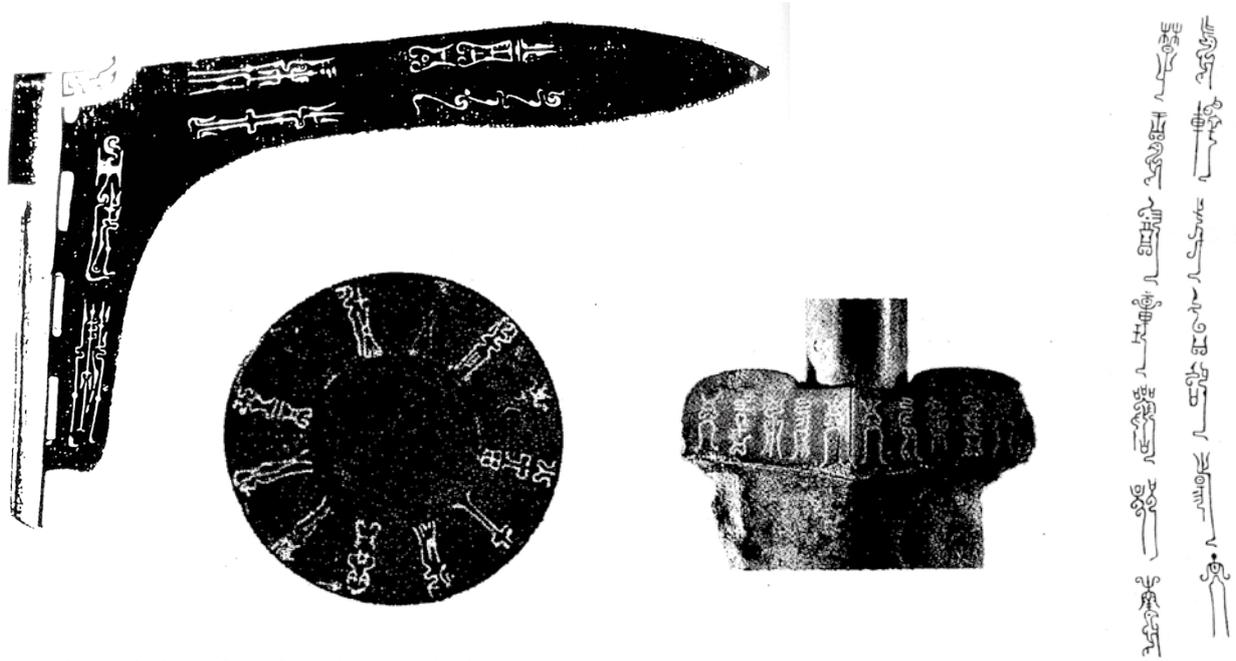


図1 鳥蟲書の例（左より、曾侯乙戟、弣劍、戊劍、楚王禽璋戈）

応じて厳密に定められていた。周王から諸侯へ下賜される礼器にはその下賜の経緯を示す銘文が鑄込まれている。内容は、軍功・係争の和睦・氏族間の婚姻などを記すもので、史実を示す貴重な史料になっている。西周時代には、周王が直接各地へ赴く代わりに、周王から直接下賜された礼器を使って祭祀を行うことが諸侯に求められた。

しかし青銅器の周王の身代わりとしての役割は、早くも西周中期には形骸化していた可能性が指摘されている³⁾。

春秋戦国時代は、中国大陸全体を支配していた周の力が弱まり、代わってそれまで各地を治めていた諸侯が力を持った。諸侯はたがいに外交を行い、姻戚関係や協定に基づいた同盟を結んだり、敵対関係にある国どうしが争ったりし、国が消滅することもあった。

周王から諸侯たちへ礼器が下賜されることもなくなり、諸侯たちは自ら礼器を鑄造した。しかし礼器は変わらずに諸侯の権力の大きさを象徴し、礼器の代表である鼎について、権力の篡奪を狙う意味の「鼎の軽重を問う」という成語の元になったエピソードもこの時代のものである。またこのエピソードからわかるように、青銅礼器は戦利品として他国から持ち去られたり、国同士の政略結婚の際に嫁入り道具として持ち込まれたりして、複数の国の間を行き来することもあった。各国間の文化を相対的に示すための手段の一つとして、儀器の装飾や銘文の書体も、地方

の風俗を反映して多様になった。銘文書体も地域性を表して多様化し、それらを「列国金文書体」と総称する。鳥蟲書はこの展開様式の一つである。

4. 鳥蟲書に関する先行研究

鳥蟲書については、後漢の許慎による最古の漢字字書である『説文解字』叙に次のように現れている。

自爾秦書有八體。一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書。

爾自(それより)秦の書に八体有り。一に曰く大篆、二に曰く小篆、三に曰く刻符、四に曰く蟲書、五に曰く摹印、六に曰く署書、七に曰く殳書、八に曰く隸書。⁴⁾

しかし実際に鳥蟲書の史料が発掘されたのは20世紀以降である。1964年の容庚「鳥書考⁵⁾」を筆頭に、20世紀後半に本格化し、近年は曹錦炎による『東周鳥篆文字編⁶⁾』『鳥蟲書通考⁷⁾』が相次いで出版されるなど、研究は進展している。しかしこれらの研究は、主にその内容を元に史実や史料の年代を確定することや、用字や字形の比較検討により、字の意味や現代との対応関係を解明することに重点が置かれている。鳥蟲書を記した青銅器は、大陸南

部から多く見つかっている。楚・呉・越の3国が代表的だが、近年の研究によって、鳥蟲書の発生元は越国の可能性が高いと指摘されている⁸⁾。ただし、まだ確定はしていない。

列国金文書体には各国の風俗が現れており、とくに鳥蟲書では、装飾として加えられている具象的なモチーフに、当時の祖先信仰に基づくトーテムが描かれることもあるため、書体の形やモチーフの解析結果が、氏族の分化・同化を示す傍証になることもある。

遺物の芸術的様式には国どうしの支配関係や会盟関係が現れることもある。どの国に従属するかを頻繁に変えていた小国で、銘文書体が従属先の国の書体に合わせて変わることも珍しくない⁹⁾。

このように、鳥蟲書の形式は少しずつ注目されつつある。しかしいずれも、史実を示す情報としての扱いであり、鳥蟲書の造形そのものの設計に対するデザイン面からの検証はされていない。

5. 造形の特徴と読みにくさ

鳥蟲書の特徴を曹錦炎はこのように定義している。

所謂鳥蟲書，是指在文字構形中改造原有的筆畫使之盤旋彎曲如鳥蟲形，或者加以鳥形、蟲形等紋飾的美術字體。¹⁰⁾

(いわゆる鳥蟲書は、文字の中に元からある筆画をねじったり、曲げたりすることで鳥や虫を形作ったり、あるいは鳥や虫の形を加えた装飾的美術書体である。)

字体が著しく変形され、線画がなめらかに折り畳まれていることが最大の特徴である。また、装飾的な筆画が加わることも多く、中には、鳥や龍などの姿を具象的にあらわす部分もある(図2)。これらの変形によって、文字全体が装飾的なマークのようである。

鳥蟲書は非常に読みにくい。その原因は書体の装飾性にある。鳥蟲書の特徴として、装飾のために加えられた字画の屈曲が挙げられる。この屈曲は本来の字体に含まれる屈曲とよく似ており、角度や丸みで区別することができない。同様に、装飾目的で加えられた多くの線画も、本来の字画と区別できない。このように、装飾的な様式に由来する線画の特徴が、字画と装飾の混同を引き起こし、鳥蟲書を読みにくくしている¹¹⁾。

前節で述べたように、鳥蟲書の特徴は「字画の屈曲」と「装飾的線画の付加」によって定義されるため、非常に多くのバリエーションがある。線画の屈曲や付加に規則性はなく、同じ字種であってもいくつもの字形が発生する¹²⁾。一般的に、規則的な変形パターンであれば読み方を学習することができるが、さまざまなバリエーションを持つ鳥蟲書は読み方を習得しにくいと考えられる。これまでに出土した鳥蟲書の銘文には、文字が上下逆さまになってしまっているものもあり¹³⁾、鳥蟲書を扱う職人自身も、この文字を読めていなかった可能性がある(図3)。

6. 青銅器銘文の役割——記録から記名へ

西周時代から春秋・戦国時代にかけての青銅礼器の役割の変化にとまらぬ、青銅礼器の銘文はそれまでの記録的な役目を終え、内容も変化した。

6.1. 青銅器の役割と銘文に求められる内容の変化

中国大陸において、青銅器銘文が最も重要な役割を果たしたのは西周時代である。3節で述べた通り、青銅器は周王と諸侯との間の紐帯の象徴であった。青銅器の銘文には冊命、武功、商取引、訴訟などの経緯が具体的に記され、長文が多い。松丸(1977)によれば、周王から下賜された青銅器を使って儀礼を行うことが、周王との支配—被支配関係を確認する機会になったとされる¹⁴⁾。

春秋時代以降、周王による支配はゆるくなり、青銅器は下賜されるのではなく各地の諸侯が自ら作るものとなった。一方、銘文によって由来が記されていることが青銅器の価値を高めるという効果は残ったために、内容は儀礼的であっても銘文が施されたと考えられる¹⁵⁾。このような青銅器の役割や所属の変化により、銘文が記す内容も変化した。

6.2. 鳥蟲書による記名

『殷周金文集成(修訂増補版)¹⁶⁾』に掲載されている鳥蟲書は、武器類(戈戟・矛類)に多くみられる。これらの鳥蟲書のうちほとんどは作器者の名前を記すものである。鳥蟲書で書かれた銘文には「楚王子午鼎¹⁷⁾」のように長文のものもあり、さらには『殷周金文集成』に掲載されていないものも多い。したがって鳥蟲書の銘文が記名であるということは決して言えない。しかしながら、その数が多いとははっきり言えるだろう。

本節では武器類の銘文から典型的な例を下記に挙げる（〔 〕内は釈文¹⁸⁾）。

- 蔡侯産之用兪〔劍〕(図4)¹⁹⁾
- 戊〔越〕王州〔朱〕句〔勾〕自乍〔作〕用兪〔劍〕(図5)²⁰⁾
- 宋公緄〔棠〕之貝告〔造〕戈(図6)²¹⁾
- 曾侯乙之用戣〔戟〕(図1・左端)²²⁾

「自」は「自ら」、「乍」は「作る」、「用」は「用いる」の意で、「蔡」「戊〔越〕」「宋」「曾」はいずれも国名である。王侯が自ら作ったり、使ったりした武器であるということが記されている。ただしこれらの武器は多くが墳墓から副葬品として発見されており、実際の戦闘で使われたかどうかは明らかでない。

これらの記名形式の銘文は、青銅礼器が下賜された経緯を伝える必要が薄れた結果、青銅器に対して作器者の関与を証すことだけが求められたために残ったと考えられる。

7. 鳥蟲書の署名的機能

本節では、署名または記名のために書かれた文字の言語機能と造形のかかわりを踏まえて、鳥蟲書の銘文が記名であることが鳥蟲書の「読みにくさ」の根底にあり、作器者と読み手の関係性に基づいて「読みにくく」書かれていることが相応の機能を担っていることを示す。

7.1. 署名と記名——肉体の痕跡としての文字

署名とは、文書に自分の名を書きしるすことである。署名はその人の主体性の表現で、文書の発信者を明示し、その文書が証拠力を持つしるしである。文書以外に書きしるされた場合には記名として区別するが、その場合は記名されたものの所有、または占有のしるしとなる²³⁾。

現代の日本において文書に証拠力を与えるものとしては印章・印鑑が一般的であるが、元々は自署による署名が正式とされていた²⁴⁾。

署名または記名は、それをする主体の名が書かれることを前提としているが、名は本質的ではない。日本で江戸時代に花押が類型化して衰微し、イスラームにおけるトゥグラが高度に様式化しそれを書く専門職ができた²⁵⁾ ように、記す内容が変わらなくとも類型化・様式化が極端に進んだ結果、署名が証拠力を失う場合があった。名前の書けない非識字者にも署名に代わる方法として、画指・略押

などがあり、時代が降って印章に代わるものとして、手印・拇印・爪印などがある²⁶⁾。こうした例では、署名・記名において「書き手が誰であるか」が伝わること以上に、書き手自身が痕跡を残すことが優先されている。署名や記名の本質は名前ではなく本人の物理的な実在の痕跡であったことがわかる。

7.2. 印章——身体から物体への証拠力の移動

東アジアにおいては、署名の代わりに印章が証拠力を持つ。中国大陸の史料において、最も古くかつ比較的信頼度が高い印章に関する記述は『春秋左氏伝(左伝)』襄公二十九年にある²⁷⁾。

季武子取下, 使公冶問, 璽書追而與之

季武子下(べん)を取り、公冶をして問わしめ、
璽書して追てこれに與ふ

「璽」とは玉製の印を指し、秦時代以降は特に天子の印に限ってこの字を用いるが、『左伝』の当時には諸侯や大夫の印も示していた。「璽書」とは諸侯や大夫の印で封(封泥による封)をされた文書のことである。

当時の政治体制において、個人は諸侯から印璽とともに役職を授けられ、その任を解かれるときには印を返納した。印を帯びていない役人は、文書を認可することができなかったと言われる。印によって与えられる証拠力は、階層構造をなす政治体制の中で機能する権限による承認であり、個人は権限を機能させる担い手にすぎなかったことがわかる。

このような背景の中で政治文書が必要とする証拠力もまた、担い手たる人間から与えられるのではなくその文書が通過する権限が与えるものであった。すなわち、その証拠力は人の身体を離れている。印璽は、個人の身体という物質から離れた証拠力に再びしるしを残す力を与える物体である。文書に捺おされるという関与を通して、印璽は証拠力を文書へ分けあたえる。



図2 鳥蟲書に現れた鳥や竜の姿



図4 鳥蟲書による記名の例(1)

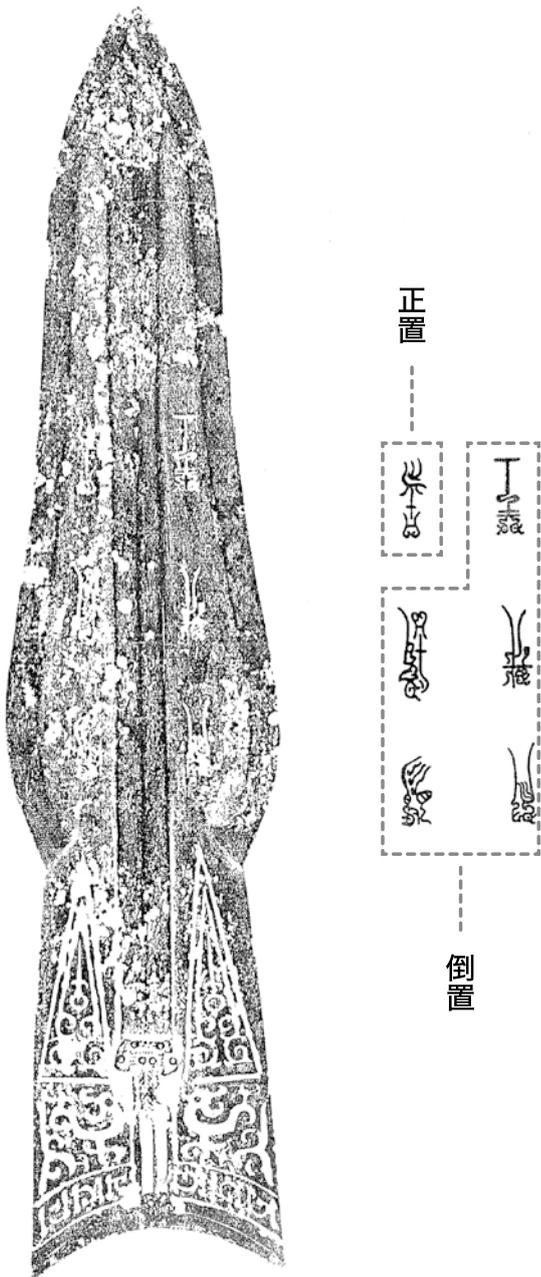


図3 鳥蟲書の誤記・倒置の例

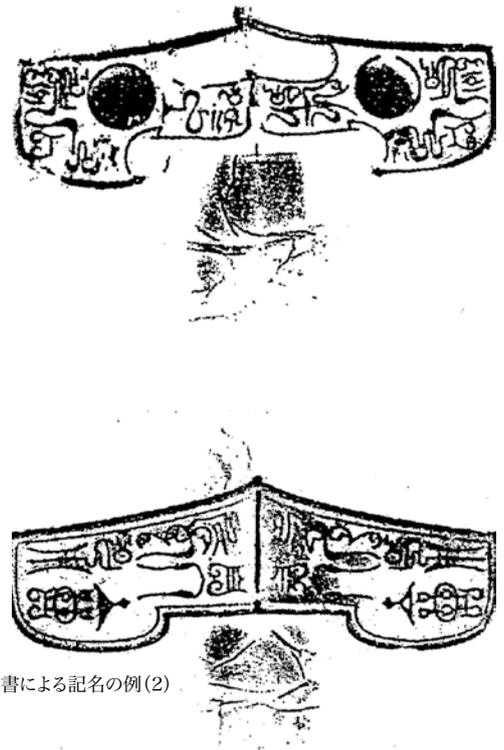


図5 鳥蟲書による記名の例(2)

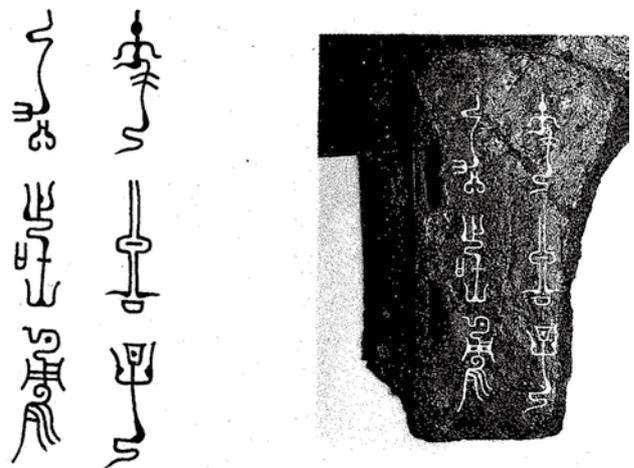


図6 鳥蟲書による記名の例(3)

7.3. 書体の様式によるしるしの複製可能性

本節では、書体が青銅器銘文に対する証拠力の複製のために機能している可能性を検証する。前節では、当初は人間の身体にあった証拠力が、政治システムの中に取り込まれるに伴い、印璽という物体へと移動することを述べた。青銅器銘文は分業生産体制の中で作られており、作器者自身の身体が直接青銅器に関わることはできなくなっているため、7.1節でみたような、身体の直接的関与による証拠力の複製はできない。それでは、青銅器銘文においても印璽のように証拠力が宿る物体があったのだろうか。

春秋戦国時代において、青銅器の製造は分業化が進んでおり、銘文の製造もシステム化していた。すでに活字状の道具が銘文の鑄造に使われていたことがわかっており、実際に拓本にもその痕跡を見ることができる²⁸⁾。しかし、青銅器礼器の大きさや形状はさまざまで、銘文は器物の形状にあわせて曲線や曲面上に配置しなければならないことがある。したがって、文字を都度手書きする方法を完全に排することは難しい。

手書きの文字は書き手によって字形がばらつきやすく、印璽のように字形を完全に複製することができない。仮に作器者の手書きの文字を複製しようとしたとすると、書き手が他者の自然な筆跡をまねるには相当な訓練が必要である。

証拠力のしるしである文字の形に様式をあたえることは、この難しさを解決する手段である。証拠力の根拠は、筆跡の同一性ではなく様式の同一性へと移動し、訓練によって様式を身につけることによって、記名に対する証拠力の付与を自在に行えるようになる。字形の共通する様式とはすなわち書体である。共通する書体は、ばらつきやすい筆跡に対して複製に相当する画一性を持たせるはたらきがあったと考えられる。このとき、訓練によって書体を体得した書き手は、書体——作器者の関与のしるし——の拠りしろともいえよう。記名の青銅器銘文に書体を施すことは、さまざまな媒体に証拠力を複製するメカニズムであったと解釈できる。

7.4. 記名者を実体として表す「読みにくい」書体

前節で述べたように、青銅器銘文の記名の機能は証拠力の複製にあり、その証拠力は文字の様式——書体にあ

る。したがって、作器者自身の名前が明示されることは、署名や記名一般においてと同様に重要ではない。名辞、すなわち概念を表す言語と意味の結びつきを示すコードに基づく解読は、青銅器銘文が作器者自身の関与のしるしとして機能するためにはむしろ障りがあるだろう。言葉として読みやすい文字は、コードに基づいて了解された概念としての人物を示すが、それは実際の関与ではなく記号にすぎない。実際に関与したことをあらわすために、波打った装飾的字画は、言語とコードの関係をあえて隠している。「読みにくく」つくり、言語記号としての機能を弱めることで、青銅器銘文は署名が伝えるべき物理的実在の存在の徴れとして働いたのである。

8. しるしとして機能する「読みにくい」書体

これまで、鳥蟲書に見られる極端な変形や字画の付加は単なる装飾として捉えられることが多かった。本来言語記号であるはずの文字の書体はその「装飾」によって言語伝達機能を大きく欠いて読みにくくなったが、なぜそれでも鳥蟲書によって青銅器銘文が書かれ続けたのか、ということは問われてこなかった。本稿ではその時代背景と内容から、鳥蟲書に多い記名的内容の青銅器銘文が作器者の関与のしるしとして残された可能性を示した。

鳥蟲書で書かれた青銅器銘文には、作器者の名前を記す内容のものが多く含まれている。署名・記名の証拠力は、名前を示すことではなくその人物の痕跡を残すことによって成立する。さらに、証拠力は印璽などの物体へ移動することもある。これらのことから、青銅器銘文による記名も、言語的意味として作器者を示すのではなくその実在のしるしを残すためのものだと考えられる。青銅器の形状はさまざまであるため、印璽に相当するような物体に証拠力を与えることが難しかった。そのため、銘文の証拠力は字形から様式へと移動し、鳥蟲書による記名になったと考えられる。

名辞としての人物ではなく、人物の関与を伝えるには、名辞を伝える言語の機能を弱める必要がある。複雑な様式によって文字を読みにくくすることには、関与のしるしとしての文字の機能を助ける働きがあったと考えられる。

曹錦炎が『鳥蟲書通考』で示したように、鳥蟲書の銘文には記名だけでなく長文銘や、「玄○○」のようにその素材の確かさをしめす内容もある。今後はこれらが証明的役割を担っている可能性や、作器者と読み手の隔たりの象徴としての「読みにくさ」についても考察したい。

注

- 1 青銅器の「作業者」は、青銅器の製造作業に従事した作者と青銅器の製造を指示した人物の両方を指しうる。本稿では全て、青銅器の製造を指示した人物を指す。
- 2 宮本徹・大西克也『アジアと漢字文化』放送大学教育振興会、2009
- 3 角道亮介『西周王朝とその青銅器』六一書房、2014
- 4 許慎『説文解字叙』中田勇次郎(編)『中国書論大系』二玄社、1977
- 5 容庚『鳥書考』『中山大学学報(哲学社会科学版)』(1)、中山大學、1964、pp.75-92、pp.113-33
- 6 曹錦炎『東周鳥篆文字編』香港翰墨軒、1994
- 7 曹錦炎『鳥蟲書通考 増訂版』上海辭書出版社、2014
- 8 Ibid. pp.5-6
- 9 孔麗静『蔡國有銘銅器整理與研究』河南師範大學(碩士論文)、2019
- 10 曹錦炎『鳥蟲書通考 増訂版』上海辭書出版社、2014、p.1
- 11 筆者は鳥蟲書から派生した篆刻書体(鳥蟲篆)の変形を調査し、裝飾目的の屈曲が字画にもともと備わっている屈曲と見分けがつかないことを指摘している。詳しくは以下を参照のこと。高城光「鳥蟲篆の判読性と字体の保持 — 裝飾的の字画変形の検証 —」『東京工芸大学芸術学部紀要』(26)、東京工芸大学、2020、pp.27-36
- 12 Ibid.
- 13 矛の銘文は本来、先端から持ち手側に向かって配置されるものだが、越王者旨於賜矛(集成 11512)では6文字中5文字が倒置されている。そのうえ、最後に配置されるべき「於賜」の2文字が先頭に配置されている(倒置と誤配置の指摘は曹錦炎『鳥蟲書通考 増訂版』上海辭書出版社、2014、p.97 の記述による)。
- 14 松丸道雄「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章」東京大学東洋文化研究所(編)『東洋文化研究所紀要』(72)、東京大学東洋文化研究所、1977、pp.1-128
- 15 高城光「視覚的な印象の器としての鳥蟲書—言語的な意味の形骸化と文字造形の関係」『日本デザイン学会研究発表大会概要集』(62)、日本デザイン学会、2015、p.23
- 16 中国社会科学院考古研究所(編)『殷周金文集成(修訂増補本)』中華書局、2007
- 17 Ibid. 図表番号 02811
- 18 []内の釈文はすべてIbid. による。
- 19 Ibid. 図表番号11604
- 20 Ibid. 図表番号11624
- 21 Ibid. 図表番号11133
- 22 Ibid. 図表番号11173
- 23 佐藤進一「サイン(日本の)」『歴史学事典 3 かたちとするし』弘文堂、1995、p.317
- 24 Ibid.
- 25 トウグラは、11世紀にセルジューク朝で始まりオスマン朝に至るまで使われた署名の形式で、クルアーンの章句に君主の名前を組み合わせる様式化したもの。高度に様式化したトウグラを書く専門職を「ニシャンジュ(nisanci)」といった(鈴木堯「サイン(アラブ・トルコ世界の)」『歴史学事典 3 かたちとするし』弘文堂、1995、p.321)。
- 26 画指は人差し指の長さと同節の位置を記すもの。略押は、花押を持たない低い身分の者が○×◎などの簡単な符号を書くもの。手印・拇印・爪印はいずれも身体の一部に墨や朱をつけて印章の代わりとするもので、手印は掌、拇印は親指の腹、爪印は指先を用いる。
- 27 羅福頤・王人總(著)安藤更生(訳)『中国の印章』二玄社、1965、p.2

- 28 吉開将人「先秦期における単字模鑄造法について：曾侯乙墓出土青銅器群を中心に」東京大学東洋文化研究所(編)『東洋文化研究所紀要』(129)、東京大学東洋文化研究所、1996、pp.1-51

図版出典

以下、書籍名の記載がないものはすべて、中国社会科学院考古研究所(編)『殷周金文集成(修訂増補本)』中華書局、2007 による。

図1：曾侯乙三戈戟 11173.2

図1：楚五禽璋戈 11381B

図1：咭劍 11656

図1：戊劍 11703

図2：蒙戈 曹錦炎『鳥蟲書通考 増訂版』上海辭書出版社、2014、
図348

図2：越王劍 11602

図2：宋公緡錯金戈 11133.1

図3：越王者旨於賜矛 11512

図4：蔡王産劍 11604

図5：戊王州句劍 11624A1A、11624A2A

図6：蔡公子加戈 11148